

9 子ども・子育て支援新制度について

平成27年度から本格施行予定の子ども・子育て支援新制度では、就学前児童の教育・保育に関して、戦後初めてと言える大幅な制度変更が予定されており、長い歴史のある制度を大きく変更することとなるため、子育ての当事者、幼稚園・保育所等の事業者への影響は極めて大きい。

残された準備期間の中で新制度への移行を円滑に行うため、国においては、以下の事項について確実な対応を図られたい。

1 新制度実施のための財源確保

子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、保育所や認定こども園を増設するなどの量の拡充や、そのために必要な保育士や幼稚園教諭を確保するなど質の向上を図るため、1兆円超の財源が必要とされているが、確保の見通しが立っているのは消費税増税分の0.7兆円のみであることから、不足している0.3兆円超について速やかに確保の道筋を示すこと。

2 新制度の広報・周知の徹底

新制度は、就学前児童の教育・保育を中心に幅広い内容となっているうえ、複雑でわかりづらいものとなっている。

このことから、新制度の詳細については早急に決定し、子育て当事者、事業者等へ国が責任を持って広報・周知するとともに、地方自治体が実施する広報・周知に対して、十分な支援を行うこと。

3 施設整備への支援制度の継続と財源確保

保育所や認定こども園等の施設整備への支援制度の継続のため、安心こども基金の延長を含め、十分な財源確保を図ること。